
特定工場における公害防止組織

の整備に関する法律の概要 (p. 1～p. 5)

H24. 4

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」(昭和46年6月10日法律第107号)に基づき、製造業(物品加工業を含む)等で特定の施設を設置している工場は、「公害防止統括者」を公害防止に関する最高責任者とし、「公害防止主任管理者」及び「公害防止管理者」を公害防止の技術的事項に関する管理者とする管理組織体系を設置するように義務づけられています。

公害防止管理者等の資格は、国家試験もしくは資格認定講習により取得することができます。

1 対象業種(法2条) ※原則として、日本産業分類による。

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 製造業(物品の加工業を含む。)(2) 電気供給業(3) ガス供給業(4) 熱供給業 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2 公害防止管理者等を選任しなければならない工場(法2条)

(1) ばい煙発生施設

ばい煙発生施設(大気汚染防止法施行令別表第1の施設のうち焼却炉除く施設)が設置されている工場のうち下記に該当する工場

- ①大気汚染防止法施行令別表1の9の項に掲げるばい煙発生施設で硫化カドミウム等を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供する施設及び同表の14～26の項に掲げるばい煙発生施設のいずれかが設置されている工場
- ②上記以外の工場でばい煙発生施設から排出される排出ガス量の合計が10,000m³以上の工場

(2) 汚水等排出施設

汚水等排出施設(水質汚濁防止法施行令別表第1 2号～59号、61号～63号、63号の3、64号、65号、66号、71号の5及び6の施設)が設置されている工場のうち下記に該当する工場

- ①特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第1に掲げる汚水等排出施設のいずれかが設置されている工場で排水を排出しているもの
- ②上記以外の工場で排水量(1日あたりの平均的な排水の量)が1,000m³以上のもの

(3) 騒音発生施設

騒音規制法に基づく指定地域内で下記の騒音発生施設が設置されている工場

- ①機械プレス(呼び加圧能力が980キロニュートン以上に限る。)
- ②鍛造機(落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る。)

(4) 特定粉じん発生施設

特定粉じん発生施設が設置されている工場 全て

(5) 一般粉じん発生施設

一般粉じん発生施設が設置されている工場 全て

(6) 振動発生施設

振動規制法に基づく指定地域内で下記の振動発生施設が設置されている工場

- ①液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が 2941 キロニュートン以上に限る。）
- ②機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上に限る。）
- ③鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る。）

(7) ダイオキシシン類発生施設

下記のいずれかのダイオキシシン類発生施設が設置されている工場

- ①ダイオキシシン類を発生し及び大気中に排出する施設で、
ダイオキシシン類対策特別措置法施行令別表第 1 1 号～4 号に定める施設
- ②ダイオキシシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設で、
ダイオキシシン類対策特別措置法施行令別表第 2 1 号～14 号に定める施設

3 公害防止統括者（法 3 条）

(1) 規模要件等

特定工場を設置している者（特定事業者）は、公害防止統括者を選任しなければなりません。

- ①常時使用する従業員の数が 20 名以下の場合を除きます。
- ②公害防止統括者を選任すべき事由が発生してから 30 日以内に選任しなければなりません。

(2) 資格要件 : なし

(3) 業務内容

公害防止統括者は、施設の監視、維持、使用等の下記表に掲げる業務を統括管理します。

施設の区分	公害防止統括者の業務内容
ばい煙発生施設	<ul style="list-style-type: none">・ばい煙発生施設の使用の方法の監視、ばい煙を処理する施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関する事。・ばい煙量の測定、記録に関する事。・事故時、緊急時の措置に関する事。
汚水等発生施設	<ul style="list-style-type: none">・汚水等排出施設の使用の方法の監視、汚水を処理する施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関する事。・排出水の汚染状態の測定、記録に関する事。・事故時、緊急時の措置に関する事。
騒音発生施設	<ul style="list-style-type: none">・騒音発生施設の使用の方法、配置その他騒音の防止の措置に関する事。
特定粉じん発生施設	<ul style="list-style-type: none">・特定粉じん発生施設の使用の方法の監視、特定粉じんを処理する施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関する事。・大気中の特定粉じんの濃度の測定及び記録に関する事。
一般粉じん発生施設	<ul style="list-style-type: none">・一般粉じん発生施設の使用の方法の監視、一般粉じんを処理する施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関する事。
振動発生施設	<ul style="list-style-type: none">・振動発生施設の使用の方法、配置その他振動の防止の措置に関する事。
ダイオキシシン類発生施設	<ul style="list-style-type: none">・ダイオキシシン類発生施設の使用の方法の監視、排出されるダイオキシシン類を処理する施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関する事。・排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシシン類の量の測定、記録に関する事。・事故時、緊急時の措置に関する事。

4 公害防止管理者（法4条）

（1）規模要件等

特定工場を設置している者（特定事業者）は、公害防止管理者を選任しなければなりません。

- ① 公害防止管理者を選任すべき事由が発生してから60日以内に選任しなければなりません。
- ② 2以上の工場について同一の公害防止管理者を選任してはなりません。

ただし、以下に掲げる場合であって、兼務する公害防止管理者の公害防止業務に係る指揮命令系統が明確化されており、かつ、実態上も公害防止業務を行いうる場合については、同一人の公害防止管理者の兼務が認められます。

- ① 同一社ではあるが同一敷地内にない複数の工場において、同一人を選任する場合。
- ② 親子会社等の関係にあるものが同一敷地内に設置する複数の工場において、同一人を選任する場合。
- ③ 事業協同組合等の組合員が共同で公害防止業務を行う際に、同一人を選任する場合。
- ④ 近隣の同業種の中小事業者が共同で公害防止業務を行う際に、同一人を選任する場合。

※なお、具体的な兼務可能要件については、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号ただし書（第10条第2項において準用する場合を含む。）に基づく基準」（平成17年3月7日財・厚労・農水・経産・国交・環告示第1号 改正平成18年4月28日財・厚労・農水・経産・国交・環告示第2号）に定められています。

（2）資格要件

公害防止管理者は、下記表の施設の区分ごとに、それぞれ資格を有する者のうちから選任しなければなりません。

注：（ ）内の資格を持つものでも可

施設の区分		排出ガス量・排水量	資格
ばい煙発生施設	有害物質を排出する工場	40,000Nm ³ /h以上	大気関係1種
		40,000Nm ³ /h未満	大気関係2種（1種）
	上記以外で排ガス量合計10,000Nm ³ /h以上	40,000Nm ³ /h以上	大気関係3種（1種）
		40,000Nm ³ /h未満	大気関係4種（1～3種）
特定粉じん発生施設		—	特定粉じん（大気関係1～4種）
一般粉じん発生施設		—	〃（〃）、一般粉じん
汚水等排出施設	有害物質を排出する工場	10,000m ³ /日以上	水質関係1種
		10,000m ³ /日未満	水質関係2種（1種）
	上記以外で排水量合計1,000m ³ 以上	10,000m ³ /日以上	水質関係3種（1種）
		10,000m ³ /日未満	水質関係1～3種、他
騒音発生施設		—	騒音関係
振動発生施設		—	振動関係
ダイオキシン類発生施設		—	ダイオキシン類関係

(3) 業務内容

公害防止管理者は、公害防止統括者が統括管理する業務のうち、下記表に掲げる公害防止の技術的事項を管理します。

施設の区分	公害防止管理者の業務内容
ばい煙発生施設	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する燃料又は原材料の検査 ・ばい煙発生施設の点検 ・ばい煙処理施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修 ・ばい煙量又はばい煙濃度の測定の実施、結果の記録 ・測定機器の点検及び補修 ・事故時における応急の措置の実施 ・緊急時におけるばい煙量又はばい煙濃度の減少、ばい煙発生施設の使用の制限その他の必要な措置の実施
汚水等発生施設	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する原材料の検査 ・汚水等発生施設の点検 ・汚水を処理する施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修 ・排出水の汚染状態の測定の実施、結果の記録 ・事故時における応急の措置の実施 ・緊急時における排出水の量の減少その他の必要な措置の実施
騒音発生施設	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音発生施設の配置の改善 ・騒音発生施設の点検 ・騒音発生施設の操作の改善 ・騒音を防止するための施設の操作、点検及び補修
特定粉じん発生施設	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する原材料の検査 ・特定粉じん発生施設の点検 ・特定粉じんを処理する施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修 ・特定粉じんの濃度の測定の実施、結果の記録 ・測定機器の点検及び補修
一般粉じん発生施設	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する原材料の検査 ・一般粉じん発生施設の点検 ・一般粉じんを処理する施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修
振動発生施設	<ul style="list-style-type: none"> ・振動発生施設の配置の改善 ・振動発生施設の点検 ・振動発生施設の操作の改善 ・振動を防止するための施設の操作、点検及び補修
ダイオキシン類発生施設	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する燃料又は原材料の検査 ・ダイオキシン類発生施設の点検 ・排出されるダイオキシン類を処理する施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修 ・ダイオキシン類の量の測定の実施、結果の記録 ・測定機器の点検及び補修 ・事故時における応急の措置の実施 ・緊急時における排出量の減少その他の必要な措置の実施

5 公害防止主任管理者（法5条）

（1）規模要件等

特定工場を設置している者（特定事業者）は、当該特定工場が下記の規模に該当するときは、公害防止主任管理者を選任しなければなりません。

- ①公害防止主任管理者を選任すべき事由が発生してから60日以内に選任しなければなりません。
- ②2以上の工場について同一の公害防止主任管理者を選任してはなりません。
- ③規模：ばい煙発生施設の排出ガス量の合計が40,000 m³N/h以上でかつ排水施設の排水量の合計が10,000 m³/日以上の工場

ただし、以下に掲げる場合は、公害防止主任管理者の選任が免除されます。

- ①大気関係及び水質関係公害防止管理者を同一人が兼務する場合。
- ②ばい煙の処理工程と汚水等の処理工程が互いに独立している場合。

（2）資格要件

公害防止主任管理者は、下記の資格を有する者のうちから選任しなければなりません。

- ①公害防止主任管理者試験に合格した者
- ②大気関係第1種又は第3種有資格者であり、かつ、水質関係第1種又は第3種有資格者
- ③主務省令で定める学歴、実務経験を有するもので指定の講習の課程を修了した者

（3）業務内容

公害防止主任管理者は、公害防止の技術的事項について、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮します。

6 代理者（法6条）

特定工場を設置している者（特定事業者）は、公害防止統括者、公害防止管理者又は公害防止主任管理者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその職務を行う者（代理者）をそれぞれ選任しなければなりません。

資格要件については、公害防止統括者、公害防止管理者又は公害防止主任管理者に準じます。

7 届出関係

法の規定による届出は、届出書の正本にその写し1通の計2通を提出してください。

事 項	届出種類	添付書類	提出期限
公害防止統括者又は代理者の選任及び死亡・解任をしたとき（法3条）	公害防止統括者（代理者）選任、死亡・解任届出書		選任、解任した日から30日以内
公害防止管理者又は代理者の選任及び死亡・解任をしたとき（法4条）	公害防止管理者（代理者）選任、死亡・解任届出書	資格を有する者であることを証する書類	選任、解任した日から30日以内
公害防止主任管理者又は代理者の選任及び死亡・解任をしたとき（法5条）	公害防止主任管理者（代理者）選任、死亡・解任届出書	資格を有する者であることを証する書類	選任、解任した日から30日以内
特定事業者について相続又は合併があったとき（法6条の2）	承継届	その事実を証する書面	遅滞なく

○届出の提出先、お問い合わせ先

福岡市役所環境局環境保全課 電話 092-733-5386 F A X 092-733-5592
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号（本庁舎13階）